

ZAQサーバサービス利用規約

株式会社ジュピターテレコム

第1章 総則

第1条 利用規約の適用

- 株式会社ジュピターテレコム（以下「当社」といいます。）はZ AQサーバサービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づきZ AQサーバサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

第2条 用語の定義

この利用規約においては、別表1に記載した意味でそれぞれの用語を使用します。

第3条 利用規約の変更

- 当社は、この利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の利用規約によります。
- 当社は、前項の変更を行う場合は、当該変更の対象となる契約者に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。但し、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第4条 合意管轄

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第5条 準拠法

この利用規約（この利用規約に基づく利用契約を含むものとします。以下、同じとします。）に関する準拠法は、日本法とします。

第6条 協議

この利用規約に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議することとします。

第2章 契約の締結等

第7条 利用契約の単位

- 利用契約は、本サービス1件ごとに締結されるものとします。
- 利用契約を締結できる者は、1の利用契約につき、1契約者に限ります。

第8条 利用の申し込み

利用契約の申し込み（以下「利用申込」といいます。）をしようとする者（以下「利用申込者」といいます。）は、別に定める利用申込書を当社所定の方法により提出していただきます。

第9条 承諾

- 当社は、前条（利用の申し込み）に定める方法による申込に対し、その利用申込を承諾した場合は、当社所定の方法により利用料の課金起算日および当該利用契約の有効期日を記載した上で利用申込者に通知します。利用契約はこの通知が発行された時点で成立するものとします。
- 当社に必要な電気通信設備等余裕がない場合は、利用申込に対する承諾を延期することがあります。
- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。当社が利用申込を承諾しない場合、利用申込者に対しその旨を通知します。
 - 利用申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められるとき。
 - 利用申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは利用申込者が公訴公課の滞納処分を受け、または支払の停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、和解開始、会社更正手続開始、会社整理開始または特別清算開始の申立がある等利用料および手数料等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき、又は債務の履行が困難と想定されるとき。
 - 利用申込者が準禁台産者、禁台産者の仲間であり、利用申込の際に法定代理人または補佐人の同意等を得ていなかった場合。
 - 利用申込者が、申し込み以前に当該本サービスの提供に関する利用契約が当社から解約されている場合、または本サービスの利用が申し込みの時点で停止中である場合。
 - 利用申込者が第40条（利用の停止）第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - 利用申込者が過去において第40条（利用の停止）第1項各号のいずれかに該当したとき。
 - 利用申込書に虚偽の事項を記載したとき。
 - 利用申込者が未成年者であって保護者の同意を得ていないとき。
 - 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

第10条 契約者の地位の承継

- 契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。
- 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、承継の日から6か月以内に契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出ていただきます。
- 第1項の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとっていただきます。代表者を変更したときも同様とします。
- 前項の規定による代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定します。

第11条 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、商号、住所、電話番号、その他申込書の記載項目について変更があった場合は、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届出るものとします。この場合、当社は第9条（承諾）の規定に準じて取り扱います。なお、その届出に際し、届出のあった事実を証明する書類を提示していただく事があります。

第12条 最低利用期間等

- 本サービスの最低利用期間は利用料の課金起算日から起算して1年とし、第9条（承諾）の利用契約の有効期日は、この利用料の課金起算日から1年後の日とします。
- 契約者は、利用契約の有効期日より前利用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、当社が別紙に定める方法により、残余の期間に対応する利用料に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 契約者が利用契約を解約する旨を利用契約の有効期日の1か月前までに当社所定の手続きにより通知しない場合には、利用契約は当該利用契約の有効期日から1か月延長することにより更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

第13条 利用契約の変更

契約者は、次の変更を希望する場合は、その旨を当社所定の方法により、変更

を希望する日の1ヶ月前までに当社に申込みのとします。

- 支払方法の変更
 - サービス種別および内容の変更
 - その他、当社に届出ている内容の変更
- 前項の変更申込があった場合は、当社は、第9条（承諾）の規定に準じて取り扱います。
 - 当社は、前項の規定により変更申込事項の変更を承諾した場合は、変更を承諾した月の翌月の初日からの本サービスの利用について変更された事項を適用します。

第14条 契約者からの解約

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、利用契約の有効期日の1か月前までに当社所定の手続きにより利用契約を解約する旨当社に通知するものとします。但し第12条（最低利用期間等）第3項の規定により当該利用契約の有効期日が更新されている場合は、その更新された有効期日の1か月前までに同様の手続きによって当社に通知するものとします。

第15条 当社からの解約

- 当社は、第40条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。
- 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第9条（承諾）第3項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第40条（利用の停止）及び前項の規定にかかわらずその利用契約を即時解約できるものとします。
- 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

第16条 契約に基づく権利の譲渡等の制限

利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、他に譲渡、貸与、質入れ等することができません。

第3章 サービス

第17条 サービスの種類と内容

本サービスは、当社が指定したオペレーションシステム及びソフトウェアの環境をセッティングした、当社の設置したサーバ1台をインターネット接続し、契約者に供するものです。その種類及びその内容は、別表2に規定するところによります。

第18条 サービスの提供区域

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第19条 技術的事項

本サービスにおける基本的な技術事項は、別表3の通りとします。

第20条 本サービスの廃止

- 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
- 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の1か月前までに通知します。

第4章 利用料および手数料

第21条 利用料および手数料

利用料および手数料料については料金表に定めるとおりとします。

第22条 手数料の支払義務

- 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約する日までの期間について、料金表に定める手数料及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
- 前項の期間において、第38条（保守等によるサービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の手数料及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
- 第40条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときであっても、契約者は、その期間中の手数料及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

第23条 利用料の支払義務

- 契約者は、当該利用契約における最初の利用料の課金起算日から起算して利用契約の解約する日までの期間について、料金表に定める利用料及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。但し、利用料の計算方法は第25条に従います。
- 前項の期間において、第38条（保守等によるサービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。ただし、当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態あることを当社が知った時刻から起算して、連続して72時間以上本サービスの利用ができなかったときに限り、本サービスの利用ができなかった期間に対応する利用料及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。
- 前項の本サービスの利用ができなかった期間に対応する利用料及びこれにかかる消費税相当額とは、契約者が本サービスの利用が全く出来ない状態を当社が知った時刻から、本サービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの期間数を24で除した数（小数点以下は端数も切り捨てます。）に利用料の月額料の30分の1を乗じて得た額と、その額に対応する消費税相当額とします。
- 第40条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

第24条 利用料および手数料の支払方法

契約者は、当社に対しサービスの利用に係る利用料、その他本規約により支払いを要する事となった債務について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法で支払うものとします。

第25条 利用料の計算方法

- 当社は、本サービスにかかわる利用料は暦月に従って計算します。
- 当社は、利用料の課金起算日は原則暦月の最初の日とします。
- 当社は、暦月の末日以外の日に利用契約が解除されたときは、当該月の利用料は日割計算による精算を行わず、当該月の1か月分の利用料及びこれにかかる消費税相当額をいただきます。

第26条 割増金

契約者は、利用料、手数料及びそれにかかる消費税相当額やその他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第27条 延滞利息

契約者が、利用料、手数料及びそれにかかる消費税相当額やその他の債務について支払期日を経過してもなおお支払がない場合、支払期日の翌日から支払の日

の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算して得た金額を延滞利息として、利用料、手数料及びそれにかかる消費税相当額やその他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

- 前項の支払に、必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

第28条 端数処理

当社は、利用料あるいは手数料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第5章 契約者の義務等

第29条 ID及びパスワード

- 当社は利用契約ごとにID及びパスワードを定めます。
- 契約者は、当社に使用するドメイン名を申し出ていただきます。契約者は申出たドメイン名を使用して本サービスを利用するものとします。
- 契約者は、契約期間中に限り当社のIPアドレス1個を本サービスにおいて使用することができます。利用契約が終了した後以後は、契約者は当社が提供したIPアドレスを使用することはできません。
- 契約者は前2項のID、パスワード、IPアドレス及びドメイン名を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとし、また、契約者は不正使用に起因する全ての損害について責任を負うものとします。

第30条 ソフトウェア・プログラムの使用

契約者は契約者がライセンスを所有しているソフトウェア・プログラムを除き、当社から提供されたすべてのソフトウェア・プログラムに関して、当社が契約者に供するサーバ以外で使用することはできません。

第31条 利用できる管理インターフェイス

契約者が、当該契約者に供するために当社が設置したサーバ等を設定または調整するときは、当社が指定する管理インターフェイスのみを使用するものとします。

第32条 自己責任の原則

- 契約者は、本サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合または他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理判断するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
- 契約者が故意または過失により当社に損害を与えたときは、当社は契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。
- 契約者が取り扱う本サービスに関するデータは契約者が管理するものとし、
- 当社は34条（当社の維持責任）にて定める作業代行以外を行わないものとし、契約者にて行うものとします。

第33条 禁止事項

- 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- 当社あるいは第三者の財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権等を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - 当社あるいは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
 - 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
 - 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - 選挙の事前運動またはこれに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
 - 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - 第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - ID あるいはパスワードを不正に使用する行為
 - コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を使用する、その送信を行うあるいはその掲載をする行為、あるいはそのおそれのある行為
 - わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれと類似する行為
 - 本人の明確な同意なくして又は錯誤的手法を用いて第三者の個人情報を調査、収集、利用する行為
 - 無関係な講師（おずみ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為
 - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為

第6章 当社の義務等

第34条 当社の維持責任

- 当社は第21条（利用料及び手数料）に定める料金表に明記するサーバの作業代行を次の条件のもと、有償にて行うものとします。
 - 契約者が利用するサーバの状態確認は、LCD画面の表示内容・電源ON・OFFの状態確認・異音発生の有無・PINGに対する応答についてのみ確認します。尚、サーバログインを要する状態確認は行いません。
 - 契約者が利用するサーバの再起動は、契約者本人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページに公表します。

第35条 契約者の個人情報の取扱い

- 当社は、保有する契約者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号）に基づくほか、当社がJISQ15001に基づいて定める個人情報保護基本方針および本規約の規程に基づいて適正に取扱います。
- 当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報（以下あわせて「個人情報等」といいます。）を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。
- 当社が保有する個人情報等に関して、契約者本人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページに公表します。
- 当社は利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報等を適切に取扱うとともに、保有する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

- 5 当社は本サービスの提供に関連して知り得た個人情報等について、次の場合を除き契約者の承認なしに第三者に開示しないものとします。
- 刑事訴訟法その他同様の定めに基づく強制の処分が行われた場合
 - 警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合
 - その他、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じる場合

第36条 契約者個人情報の利用目的

当社は、次に掲げる目的で、契約者情報を取扱います。

- 本サービスの契約締結（締結に至るまでの諸手続きを含む）、および提供に関すること。
- 本サービスに関する装置の設置、撤去、保守および修理。
- 料金の請求および収納。
- 契約者からの各種問い合わせ、解約、苦情への対応業務。
- サービス内容の変更、メンテナンス情報、障害情報等、契約者に対する通知、連絡。
- 契約者に有益と思われる当社のサービス、又は提携先の商品・サービス等のご案内。
- 本サービスの向上を目的としたアンケート調査。
- 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理。
- 契約者に対する特典の提供。
- その他これらに付随関連する業務を行うために必要な範囲内での契約者情報の利用。

第7章 利用の制限、中止及び停止

第37条 利用の制限

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救済、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信、その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第38条 保守等によるサービスの中止

当社は、次の場合こは、本サービスの提供を中止することがあります。

- 当社の本サービスの提供に係わる設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - 第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
 - 前条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第39条 情報等の削除等

当社は、契約者による本サービスの利用が第33条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- 第33条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - 事前に通知することなく、契約者が発言または掲載する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
 - 第40条に基づき本サービスの利用を停止します。
 - 第15条に基づき利用契約を解約します。
- 2 前項の措置は第32条（自己責任の原則）に定める契約者の自己責任の原則を否定するものでなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第40条 利用の停止

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- 支払期日を経過しても利用料、手数料及びこれにかかっている消費税相当額やその他の債務を支払わない場合。
 - 利用料および手数料の決済に用いるクレジットカードまたは契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。
 - 契約者が第29条（ID及びパスワード）を遵守しない場合。
 - 契約者が第30条（ソフトウェア・プログラムの利用）を遵守しない場合。
 - 契約者が第31条（利用できる管理インターフェイス）を遵守しない場合。
 - 契約者が第32条（自己責任の原則）を遵守しない場合。
 - 本サービスの利用が第33条（禁止事項）の各号いずれかに該当し、前条（情報の削除等）第1項第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
 - 前各号のほかこの利用規約に違反した場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8章 データ等の取り扱い

第41条 データ等の取り扱い

本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとき等、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はかかる責任を負わないものとします。

第42条 データのバックアップ

本サービスにおいて、当社はサーバ設置の故障または停止等の復旧に対応するためシステムのバックアップをします。

第9章 損害賠償等

第43条 損害賠償の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態あることを当社が知った時刻から起算して、連続して72時間以上本サービスの利用ができなかったときに限り、損害の賠償を行います。

- 前項の場合において、当社がその利用料の額を限度として損害の賠償を行います。そのときの賠償額は、契約者の請求に基づきその利用が全く出来ない状態を当社が知った時刻から、本サービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に利用料の月額額の30分の1を乗じて得た額を利用料の月額額から差し引くことによっで行います。但し、契約者は当該請求をなしえることになった日から60日以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

第44条 免責

当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、もしくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損

害等について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

- 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

附則

（実施期日）
本改正規約は平成18年 9月 1日から施行します。

（実施期日）
本改正規約は平成22年 7月 16日から施行します。

（実施期日）
本改正規約は平成23年 4月 1日から施行します。

（実施期日）
本改正規約は平成25年 6月 17日から施行します。

（実施期日）
本改正規約は平成26年 4月 1日から施行します。

（実施期日）
本改正規約は平成26年 7月 1日から施行します。

（実施期日）
本改正規約は平成27年9月 14日から施行します。

別表1 用語の定義

用語	用語の意味
契約者	この利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
利用契約	この利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
利用料	ZAQサーバサービス利用料及びドメイン利用料を合わせた額
手数料	ZAQサーバサービス初期設定料、ZAQサーバ作業代行料、申請代行サービス料及びサブドメイン変更料を合わせた額

別表2 本サービスの種類及びその内容

- サービスの種類
 - ZAQ サーバ(専有型)
 - サーバスペックは以下のとおりです。

項目	スペック	ZAQ サーバ
ディスク容量		52GB～
メールアドレス数	POP3, APOP, IMAP4に対応	無制限
メール転送	1メールアドレスで複数宛先転送可能	○
自動応答メール	不在時等に任意のメッセージを返信	○
メールリスト		○
anonymousFTP	可	○
Telnet	可	○
WWW 容量	メールを含めたご契約容量	○
WWW のデータ更新	FTPにてお客様自身で行えます	○
SSL の利用	可	○
CGI/SSI の利用	お客様作成のCGIプログラムの利用	○
CGI/SSI を使ったクッキー	可	○
PHP	PHP埋め込みスクリプトの利用	○
ユーザー管理機能	管理者用、各ユーザー毎に設定可能	○
DB利用	MySQL、PostgreSQL など	○
ドメイン名	独自JPドメインの利用可能 (申請代行を承ります)	○
	COMドメイン等gTLDの利用 (お客様で手続きしていただきます)	
管理ツール	Webのアクセス解析などの利用	○
ログの保存	可	○
固定グローバルIP	グローバル IP アドレス 1個	○

ZAQ サーバに関する注意事項

- 以下については、ご利用になれません。
 - サーバ運用は、お客様の責任において運用いただきます。
 - CGI やサーバ・ウェアの導入ならびにサーバのカスタマイズは、ソースやその配布先にお問合せください。
 - 管理インターフェイス以外でのサーバの設定に関しては、以降の保証いたしかねます。弊社において再設定、初期化等を行う場合は有償となります。
- 最低利用期間は12ヶ月とさせていただきます。途中解約は、違約金の対象となりますのでご注意ください。

別表3 本サービスにおける技術事項

ドメイン名
ドメイン名は公式登録されたものを使用する必要があります。
IPアドレス
契約期間中に限り、1個のIPアドレスを本サービスにおいて使用することができます。

料金表

月額利用料	契約者と締結する契約書にて定める	
利用最低期間	12 カ月	
利用契約の変更を行った場合の利用規約の有効期日は変更しません。		
2 ドメイン利用料		
ドメイン維持管理料	500円/ドメイン/月	
利用契約の変更を行った場合の利用規約の有効期日は変更しません。		
2. 手数料		
1 ZAQサーバサービス初期設定料		
サービス名称	初期設定料	
ZAQサーバ	契約者と締結する契約書にて定める	
2 ZAQサーバ作業代行料		
作業内容	作業料	
サーバの初期化	20,000円	筐体変更なし・OS初期化
サーバの筐体変更	50,000円	
サーバの状態確認	3,000円	
サーバの再起動	5,000円	電源のOFF/ON含む
サーバログインを要する作業	代行できません	
その他作業	代行できません	

1. 利用料

1 ZAQサーバサービス利用料	
月額利用料	契約者と締結する契約書にて定める
利用最低期間	12 カ月
利用契約の変更を行った場合の利用規約の有効期日は変更しません。	
2 ドメイン利用料	
ドメイン維持管理料	500円/ドメイン/月
利用契約の変更を行った場合の利用規約の有効期日は変更しません。	

2. 手数料

1 ZAQサーバサービス初期設定料		
サービス名称	初期設定料	
ZAQサーバ	契約者と締結する契約書にて定める	
2 ZAQサーバ作業代行料		
作業内容	作業料	
サーバの初期化	20,000円	筐体変更なし・OS初期化
サーバの筐体変更	50,000円	
サーバの状態確認	3,000円	
サーバの再起動	5,000円	電源のOFF/ON含む
サーバログインを要する作業	代行できません	
その他作業	代行できません	

3. 申請代行サービス料

ドメイン (JPドメインのみ)	10,000円/ドメイン/回
取得済ドメイン	0円

利用契約の変更を行った場合の利用契約の有効期日は更新しません。

※利用料、手数料、申請代行サービス料については、別途消費税分をご請求いたします。

料金お支払方法

請求書でのお支払いとなります。